

平成 30 年 4 月 6 日

保護者各位

常滑市立南陵中学校長
榊 原 将 道

暴風警報・暴風雪警報・特別警報等異常気象時における対応について(連絡)

暴風警報・暴風雪警報・特別警報、大雨、洪水等の異常気象時の対応について下記のようにします。保護者の皆様にもよくご確認いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

現在、警報・注意報が市町村ごとに発表されています。本校が該当する地域は愛知県全域、愛知県西部、知多地域、常滑市になります。

記

「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が発令された場合

1 登校前に「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が発令された場合

- ① 午前 6 時 30 分以前に「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が解除された場合
……………平常どおりの授業を行う
- ② 午前 6 時 30 分から午前 11 時までに「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が解除された場合
……………解除 2 時間後に当日の授業を開始する
午後 1 時までに登校(昼食は家庭で食べてから登校) H30.6.6改訂
- ③ 午前 11 時を過ぎても「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が発令されている場合
……………当日の授業は行わない(自宅学習)

※ただし、警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水、崖崩れ等、登校が危険なときや登校が困難な生徒は、学校へ連絡をして、自宅で待機する。

※特別警報解除後、生徒が安全に登校できると判断した場合は、ホームページ及び、保護者メールにてお知らせします。

2 登校後に「暴風警報・暴風雪警報・特別警報」が発令された場合

- ① 気象及び通学路の状況等から全生徒を安全に帰宅させられると判断した場合
……………当日の授業を中止して速やかに下校する
- ② 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と判断された場合
……………学校に残し、安全が確認されるまで下校させない
(その場合、学校から保護者メール等で連絡する)
- ③ 生徒の迎えの必要な場合 ……………学校から保護者メール等で連絡する

「大雨警報」が発令された場合およびその他の災害の場合

大雨、洪水、地震、火災、雷、大雪等の局地的に危険な状況にあると判断される場合は、「休校」や「自宅待機」の指示を学校が出すこともあります。

しかし、学校からの指示のない場合でも、「生命の安全」を第一に考えて、保護者の判断で登校の可否を判断してください。（この場合、遅刻、欠席の扱いはしません）

1 学校での対策と指導

- ① 登校前……………危険と判断したら無理に登校しないで家で待機し、その状況を学校に知らせる。
- ② 登下校途中……………危険と思われる箇所があるときは、迂回してより安全に家または学校に引き返す。
- ③ 在校時……………学校で状況を判断し、学校に待機させるか、教師誘導で下校させる。

2 家庭での対応と指導

- ① 登校前に大雨、洪水等により橋の破壊、土砂崩れ、冠水等がある場合
……………保護者が危険と判断したときは、登校する必要はありません。その状況を学校に連絡してください。
- ② 登校途中に危険と思われる箇所がある場合
……………安全に家に引き返すようにしてください。その場合、状況を学校に連絡させてください。
- ③ 緊急事態発生の場合
……………近所の人に助けを求めるように指導しておいてください。避難先から家庭に連絡させるようにしてください。また、学校にもその状況を連絡してください。

3 保護者の皆様へのお願い

- ① 危険箇所の通報……………道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災の発生など、生徒が通行するのに危険と思われる状況がある場合は、その状況を学校に連絡してください。
- ② 居場所の周知徹底……………緊急下校した場合でも、家の中に入ることができるように、日ごろから家族の動向を生徒に知らせておいてください。

この件に関するお問い合わせは、南陵中学校(35-4005)校務主任(西山)までお尋ねください。